下記の定例監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年9月8日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 新田道尋

記

- 1. 監査対象 成人福祉課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る 事業の管理について
- 2. 監査期間 平成28年6月29日~平成28年7月14日

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
1. 伺書の文書番号について、文書管理規程上、	1. 文書管理規程では、文書保存年度5年のもの
四桁のものを五桁としているものが見受けら	については、文書の一連番号が2001~と定
れたので、規程に基づいた番号とすること。	められていますので、平成28年度より規定に
	基づいた番号で管理を行っています。